

# 住居確保給付金のしおり

離職等によって住居を喪失又はそのおそれのある方へ  
～住居確保給付金のご案内～

長 岡 市

## 住居確保給付金とは

離職者等であって就労能力及び就労意欲のある方のうち、住宅を喪失している方又は喪失するおそれのある方を対象として住宅費を支給するとともに、長岡市パーソナル・サポート・センター（自立相談支援機関で以下、「長岡市PSC」という。）による就労支援等を実施し、住宅及び就労機会の確保に向けた支援を行います。

支給額：下記を上限として、収入に応じて調整された額を支給  
 31,800円（単身世帯）            38,000円（2人世帯）  
 41,000円（3～5人世帯）    45,000円（6人世帯）  
 49,700円（7人世帯以上）

支給期間：3か月間（一定の条件により3か月間の延長及び再延長が可能）

支給方法：原則、長岡市が住宅の貸主等の口座へ直接振り込みます。

## 住居確保給付金を受けるには、次のような要件があります

申請時に以下の①～⑧のいずれにも該当する方が対象となります。

- ① 離職等又はやむを得ない休業等により経済的に困窮し、住居喪失者又は住居喪失のおそれがある者。
- ② 申請日において、離職等の日から2年以内である（疾病、負傷等の事情により2年を超えている場合は4年以内）又は、やむを得ない休業等により収入が減少し、離職・廃業と同程度の状況にある。
- ③ 離職前に、主たる生計維持者であった。（離職前には主たる生計維持者ではなかったが、その後離婚等により、申請時には主たる生計維持者となっている場合も含む。）
- ④ 申請日の属する月の、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の公的給付を含む収入の合計額が次の表の収入基準額以下である。（ただし、児童手当・児童扶養手当等、特定の目的のため支給される手当・給付は含まない。）

### <住居確保給付金の支給に係る世帯収入限度額>

世帯人数	基準額		家賃額上限	収入基準額（円）	
1人	81,000円	+	31,800円	112,800円	
2人	123,000円		38,000円	161,000円	
3人	157,000円		41,000円	41,000円	198,000円
4人	194,000円				235,000円
5人	232,000円				273,000円
6人	269,000円		45,000円	314,000円	
7人	306,000円		49,700円	355,700円	

- ⑤ 申請日において、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の金融資産の合計額が次の表の金額以下である。(金融資産の例：現金、預貯金、債券、株式、NISA、暗号資産) なお、負債がある場合、金融資産と相殺しない。

世帯員数	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人以上
金融資産	486,000円	738,000円	942,000円	1,000,000円			

- ⑥ ハローワーク等に求職の申込みをし、誠実かつ熱心に常用就職を目指した求職活動を行うこと。※ただし自営業・個人事業主のうち、経営相談を行い事業再生を目指す方は、6か月間に限り自立に向けた活動を求職活動に代えることができる場合がある。
- ⑦ 地方自治体等が実施する類似の給付等を、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者が受けていないこと。
- ⑧ 申請者及び申請者と同一の世帯に属する者のいずれもが暴力団員でないこと。

## 住居確保給付金の支給額

月の収入額が前述の<住居確保給付金の支給に係る世帯収入限度額>表の収入基準額以下の方に対する住居確保給付金支給額は以下の数式により算定された額となります。また、支給する家賃額は同表の「家賃額上限」の額を上限とします。

$$\text{住居確保給付金支給額} = \text{基準額} + \text{実際の家賃の額} - \text{月の世帯の収入合計額}$$

## 住宅の初期費用及び生活費が必要な方は

賃貸住宅への入居には敷金・礼金等のいわゆる「初期費用」が必要となります。「初期費用」への対応が困難な方や、住居確保給付金受給中の生活費が必要な方は、社会福祉協議会の「生活福祉資金（総合支援資金）」を活用することができます。

※生活福祉資金（総合支援資金）

継続的な生活相談・支援（就労支援等）と併せて、生活費及び一時的な資金を貸し付け、生活の立て直しを支援するための貸付けです。

- ① 住宅入居費：40万円以内
- ② 生活支援費：2人以上世帯/月20万円以内（単身/15万円以内）  
※貸付期間：原則3月（最長12月）
- ③ 一時生活再建費：60万円以内  
※貸付利子：連帯保証人を立てる場合は無利子  
連帯保証人を立てない場合は年1.5%

## 住居確保給付金支給までの生活費が必要な方は

住宅を喪失している方であって、住居確保給付金を受給するまでの間の生活費が必要な方は、社会福祉協議会の臨時特例つなぎ資金の貸付けを活用することができます。

※臨時特例つなぎ資金貸付

公的給付等による支援を受けるまでの間の当面の生活に要する費用の貸付  
(10万円以内) ・貸付利子：無利子、連帯保証人不要

## 住居確保給付金の申請をするために必要なもの

- ① 住居確保給付金支給申請書
- ② 本人確認書類（次のいずれか）  
個人番号カード、運転免許証、住民基本台帳カード、一般旅券、各種福祉手帳、健康保険証、住民票、戸籍謄本、戸籍全部事項証明書、在留カード等
- ③ 下記AまたはB
  - A 離職後2年以内の者であることが確認できる書類の写し  
(離職票、受給を終えた雇用保険受給資格者証等がない場合は、例えば、給与振込が一定の時期から途絶えている通帳の写しなど、離職者であることが確認できる何らかの書類)  
※疾病、負傷等の事情により2年を超えている場合は、その事情があったことを証明する書類の写しを添付してください。
  - B 収入を得るための機会が減少していることがわかる書類の写し  
(勤務時間の縮減が確認できる雇用主から提示されたシフト表や注文主からの発注の取り消し等が確認できる書類)
- ④ 申請者及び申請者と同一世帯に属する者のうち収入がある者について、収入が確認できる書類の写し  
(給与明細書、預貯金通帳の収入の振込の記帳ページ、雇用保険の失業給付等を受けている場合は「雇用保険受給資格者証」、年金や福祉手当等を受けている場合はその支給額がわかる書類)
- ⑤ 申請者及び申請者と同一世帯に属する者の金融機関の通帳等の写し
- ⑥ 賃貸契約書（申請時において居住地がある場合）
- ⑦ ハローワークで就職活動を行う申請者は、ハローワークの発行する「求職受付票(ハローワークカード)」の写し

## 住居確保給付金受給中の求職活動

### ◆ ハローワーク等での求職活動を行う場合

- ① 毎月2回以上、ハローワークの職業相談を受け、「職業相談確認票」に所定の記載を受ける必要があります。
- ② 原則週1回以上、求人先への応募を行うか、求人先の面接を受ける必要があります。これはハローワークにおける活動に限ったものではないので、求人情報誌やインターネットの求職サイトなども活用して下さい。月4回の支援員との面接の際に、「住居確保給付金常用就職活動状況報告書」に求人票や求人情報誌の該当部分を添付して、長岡市PSCに報告してください。
- ③ 毎月4回以上、長岡市PSCの支援員等による面接等の支援を受ける必要があります。「職業相談確認票」と「住居確保給付金常用就職活動状況報告書」を支援員へ提示して求職活動の状況を報告してください。
- ④ さらに、長岡市PSCよりプランが策定された場合は、上記に加え、プランに記載された就労支援（家計相談、職業訓練や就労準備支援事業等）を受けてください。
- ⑤ 支給決定後、常用就職（雇用契約において、期間の定めがない又は6か月以上の雇用期間が定められているもの）した場合は、「常用就職届」を長岡市PSCへ提出してください。

### ◆ 経営相談等による自立に向けた活動を行う場合

- ① 経営相談先からの助言を受けて、「自立に向けた活動計画」を作成します。
- ② 原則月1回以上、経営相談先から面接等の支援を受けます。
- ③ 月1回以上、経営相談先の指導助言等のもと、自立に向けた活動計画に基づく活動を行います。
- ④ 毎月4回以上、長岡市PSCの支援員等による面接等の支援を受ける必要があります。「自立に向けた活動状況報告書」を支援員へその活動状況を報告してください。
- ⑤ さらに、長岡市PSCよりプランが策定された場合は、上記に加え、プランに記載された支援（家計相談、自営業者向けセミナー等への参加など）を受けてください。
- ⑥ 経営相談を利用中、ハローワーク等での求職活動を行うよう助言があった場合は、速やかに長岡市PSCに報告し、ハローワーク等での求職活動を行ってください。

※受給期間7か月目以降はハローワーク等で求職活動を行って頂きます。

## 一定の要件を満たせば延長・再延長が可能です

- ◆ 住居確保給付金の受給期間が終了する際に、一定の要件を満たしていれば、3か月間を、2回まで、延長することが可能です。

(要件)・受給中に誠実かつ熱心に就職活動等を行っていたこと

・世帯の収入額と金融資産額が一定額以下であること

住居確保給付金の受給期間の延長又は再延長を希望される場合は、受給期間の最終月になったら、収入額と金融資産額が分かる書類を準備して、長岡市 PSC へお越し下さい。延長・再延長を希望する場合は、長岡市 PSC の指示に従って下さい。

## 支給額を変更できる場合があります

- ◆ 以下の場合に限り、支給額の変更が可能です。
  - ・住居確保給付金支給対象住宅の家賃額が変更された場合
  - ・収入があることから一部支給を受けていた方であって受給中に収入が減少し、基準額以下に至った場合

※長岡市 PSC に申請書を提出する必要がありますので、家賃額が変わった又は収入が下がったことが証明出来る書類を持参のうえ、長岡市 PSC へおいでください。

## 住居確保給付金を中止する場合があります

- ◆ 毎月2回以上のハローワーク等での就職相談、毎月4回以上の長岡市 PSC の支援員等による面接等又は原則週1回以上の求人先への応募・面接を行う等、就職活動を怠る方については、支給を中止します。
- ◆ 長岡市 PSC が策定したプランに従わない場合は、支給を中止します。
- ◆ 受給中に常用就職または就労状況が以前と同じ状態に戻り、就労により得られた収入が基準額を超えた場合は、収入を得られた月以降の家賃相当分から支給を中止します。  
住宅を退去した者（大家からの要請の場合、長岡市 PSC の指示による場合を除く。）については、退去した日の属する月の翌月の家賃相当分から支給を中止します。
- ◆ 支給決定後、虚偽の申請等不適正な受給に該当することが明らかになった場合は、直ちに支給を中止します。

- ◆ 受給者及び受給者と同一の世帯に属する者が暴力団と判明した場合、禁錮刑以上の刑に処された場合、生活保護費を受給した場合は支給を中止します。
- ◆ 支給を中止する場合には、「住居確保給付金支給中止通知書」を交付します。

## 住居確保給付金の再支給について

- ◆ 住居確保給付金は、原則一人一回の支給です。
- ◆ ただし、住居確保給付金の受給期間終了後、新たに会社の都合で解雇になった場合や会社が倒産した場合もしくは、就業している個人の給与その他の業務上の収入を得る機会が当該個人の責めに帰すべき理由、都合によらないで減少し、いずれも従前の支給が終了した月の翌月から起算して1年を経過している場合住居確保給付金の支給要件に該当するときは再支給を受けることができます。

※最後に住居確保給付金の申請をした日が令和6年3月31日以前であって、当該申請にかかる支給が終了した後に、新たに会社の都合で解雇になった場合や会社が倒産した場合については、当該申請にかかる支給が終了した月の翌月から起算して1年を経過していなくとも、再支給の申請ができます。

- ◆ あらかじめ雇用期間が決まっていて、更新のないことに合意していた場合は会社都合の解雇には当たりません。

## 住居確保給付金を返還していただく場合があります

- ◆ 住居確保給付金の支給中に虚偽の申請等不適正受給に該当することが判明した場合には、既に支給した給付について長岡市が徴収するとともに、以降の住居確保給付金の支給も中止します。

《申請・相談先》

長岡市パーソナル・サポート・センター  
(長岡市生活困窮者自立相談支援機関)

TEL:0258-89-8263

《担当課》

長岡市 福祉保健部 生活支援課

TEL:0258-39-2338